

令和6年4月大山町定例農業委員会議事録

1 開催日時 令和6年4月10日 水曜日 午後3時10分から午後4時25分まで

2 開催場所 中山農村環境改善センター

3 出席委員 (28人)

会長	15番	江原 宏昭		
農業委員	2番	佐伯 守	9番	小谷 恵
	3番	前田 繁昌	10番	岡田 浩司
	4番	石原 文義	11番	森田 博文
	5番	安藤 幹雄	12番	濱田 巍
	6番	矢田 考志	13番	米澤 誠一
	7番	山下 一郎	14番	遠藤 幸子
	8番	中川 勝彦		
推進委員	1番	小原 啓一	9番	二宮 聖貴
	3番	永岡 幸光	10番	吉野 徹
	4番	福永 博昭	11番	青木 尚
	5番	山崎 拓司	12番	上田 陽介
	6番	河村 富士夫	13番	椎木 知奈美
	7番	高虫 秀樹	14番	野口 浩義
	8番	戸野 悅宏	15番	山根 章司

4 欠席委員 (2名) (農委1番 尾吉 礼隆、推委2番 高見 昭久)

5 議事録署名委員の決定 (6番 矢田 考志、7番 山下 一郎)

6 議事日程

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について
- 議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案について

7 報告事項

- (1) 賃貸借の解約について
- (2) その他

8 その他

- (1) 定例会の日程について
- (2) 「令和6年度最適化活動の目標の設定等」について
- (3) その他

9 農業委員会事務局職員

主 幹 坂田 真 寛
主 幹 西川 援
事務補助員 山根江利子

会務報告

(敬称略)

月	日	事 業 内 容	場 所	出 席 者
3	11	定例農業委員会	中山農村環境改善センター	農業委員、推進委員、事務局
	22	農業経営改善計画認定審査会	役場中山支所	佐伯
	22	鳥取県農業會議臨時総会	湯梨浜町	会長
	25	大山地区農業相談日 (相談件数0件)	役場大山支所	石原、上田
4	5	中山地区農業相談日 (相談件数0件)	中山農村環境改善センター	江原、小原
	10	農政部会	役場中山支所	会長、会長職務代理、農政部、事務局

○4月11日以降の予定

4月 12日（金）市町村農業委員会新任職員等基礎研修会（湯梨浜町） 事務局

4月 15日（月）名和地区農業相談日（名和公民館） 小谷、吉野

4月 24日（水）西部地区農業委員会会长協議会総会・研修会（境港市）

会長、事務局

5月定例会前の現地確認当番：山下、二宮、森田

10 会議の概要

事務局

それでは、開会のほうに移っていきたいと思いますので、議長のほう、よろしくお願ひします。

議長

失礼します。それでは、今前置きっていうですか、いろいろ報告事項がたくさんあります、なかなか挨拶ちゅうことになりませんんですけど。

同じような話になるわけなんんですけど、実際に今年は春先がもっと早いような状態ずっと推移してきたはずなんんですけど、まさか10日まで交配ができるなんちゃなことまで想像してなかったようですが、その辺がいろいろ心配されてる方がかなりあるようです。

今話がありましたように、本当に、月末、3月末になって急に異動だとかいろんなことがありましたし、それは後からの話になるんですけど、スタートするに当たって、やっと4月1日に、今御紹介させていただきました新しい委員さんも含めて、全員そろって「さあスタートしようかな」っていう時期で始まつたんですけど、またその同じ日に、今度、先ほど挨拶されました□□局長が異動してしまう。で、その後はちゅうことで、△△局長が来られるわけですけど、昨日は実際には会ってますけど、今日から入院されてしまって、先ほどの話ですけど、今度の5月の定例会には何とか間に合うようになっちゃうことで話を伺ってますので、それからまたいろんなことが起こってくると思いますので、よろしくお願ひします。

実際に局長が抜けてしまうっちゅうことになってますと、農業委員会の事務局のほうの負担が相当大変だなと思って、今から何とか応援したいなとは思っていますけど。ベテランっちゅうですか、今までずっと付き合いさせてもらいまして、かなり頑張っておられますので、大丈夫じゃないかなと思って半分は思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長

これから議会を始めますけども、欠席届も含めまして、本日は、農委1番委員さんが欠席ということですので、現在の出席者は14名ということで過半数を超えてますので、本会が成り立つことを宣言して開会したいと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは続きまして、議事録署名人の決定をさせてもらいます。

今回は6番委員さんと、7番委員さんにお願いしたいと思います。

議長

続きまして、会務報告になりますけど、説明は事務局にお願いしますけど、質問等があれば挙手をして質問したいと思います。よろしくお願ひします。
では、お願ひします。

事務局

【会務報告】

(3月11日) ・定例農業委員会について。

- (3月22日) ・農業経営改善計画認定審査会について。
・鳥取県農業会議臨時総会について。
- (3月25日) ・大山地区農業相談日について。相談件数なし。
- (4月 5日) ・中山地区農業相談日について。相談件数なし。
- (4月10日) ・農政部会について。

議長 ありがとうございました。
何か質問等があれば挙手をお願いしたいと思います。
無いようですので、議案の審議に入っていきたいと思います。

議長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。下記許可申請について、農地法第3条第1項の規定により議決を求めるます。

譲渡人・譲受人等は、議案に記載のとおりですので、大字・地目・面積・譲渡事由のみ説明させていただきます。

1ページですけれども、○○△△△、田1筆、1, 440m²。譲渡人、□□□□さん、譲渡事由としては贈与となります。譲受人としては、◇◇◇◇さんになります。

続きまして、番号6ですけれども、○○、田1筆、面積は296. 9m²で贈与です。

こちらは1筆を分筆して、3条部分と、この後の議案となっています5条部分、住宅への転用と関連しています。

議長 今の6番ですけど、2号議案の、今説明ありましたように議案の第7番と同じ地番のところで、一緒になってますので、7番につきましては説明もお願いしたいと思います。

事務局 はい。関連がある土地ということで、2ページのほうを御覧いただけたらと思いますけれども、5条の部分も説明させていただけたらと思います。

2ページ開いていただきまして、番号7番ですけれども、先程説明いたしました分筆予定の5条部分になります。目的は専用住宅で、譲渡人・譲受人については記載のとおりになっております。

位置図については、13ページを御覧ください。○○郵便局の道を挟んだ斜め前の場所になります。

農地区分としては、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地になります。住宅への転用ですので、「集落に接続しており、事業実施可能な代替地も検討した結果、この申請地でなければ目的が達成できない」ということが認められる必要がある農地になっています。

まず、集落接続についての整理ですけれども、周辺は線路をはさんで右側、左側にある程度の数の家屋が集合してまして、左側でいいますと○○神社辺り

までが○○の集落の区域内というふうになっています。

申請地と集落との間に農地が存在している状態ですけれども、県道沿いであり、周辺農地の利用に支障は無い計画となっています。

次に代替地、代わりの土地についての整理ですけれども、今回、申請者の方の職場は○○市の○○ということで、○○インター側ではなく9号線に近く、○○市にも近い○○自治会周辺で住宅を検討されていました。より集落に近い雑種地や山林、隣接する農地も含めて検討されましたけれども、整地費用が掛かったり、その農地の営農状況により地権者の方と折り合いがつかなかったということです。

本申請地の所有者は仕事が忙しくて、長年草刈り程度の管理しかされておらず、今後も作付けの予定は無いということで売却について理解を示されたため、本申請地を申請するに至りました。

14ページを御覧ください。こちらに分筆の計画図を載せています。ちょっと字が小さくて見にくいかと思いますけども、「△△△-△(A)」と書かれている部分が住宅への転用を申請されている土地になります。「△△△-△(B)」となっているほうが議案第1号の3条部分になります。

土地の利用計画については、15ページ、隣のページを御覧ください。

ページの右側のほうが線路側になるので、住宅への進入路は左側の県道側からになります。色が薄く付いた部分に碎石を敷いて進入していく計画になります。駐車スペースとしては自家用で2台、来客用で2台を想定されています。

1枚はぐっていただいた17ページですけれども、こちらが平面図です。建物の中央辺りに横で「a-a'」の線が入っていますけれども、断面の図を16ページ、左側のページのほうに乗せてあります。

2枚はぐっていただいた20ページ、こちらの平面図には「a-a'」から「d-d'」の線が入ってまして、その断面図のほうが、ちょっと1枚また戻っていただくんですけれども、18ページのほうに載せています。その隣の19ページのほうは立面図のほうを載せております。

ちょっとページが前後して申し訳ないですけれども、雨水排水計画については22ページを御覧ください。

県道から住宅までの進入路は碎石を敷くため、地下浸透となります。自家用の駐車スペースですけれども、ちょっと縦に太い線が入っている部分ですけれども、こちらはコンクリートを敷かれますけれども、周りの碎石部分へ流し、雨水処理をする計画です。

それから、建物屋根部分の雨水については点線部分をたどって既存の水路へ接続されますけれども、これについては、管理をされている○○自治会から同意のほうを取得されています。

また、下水については図面に書かれているとおり、県道側の下水管に接続をされます。

その他、添付書類として、進入路設置にあたっての県からの道路工事施工承

認を得られてますし、利用可能な住宅ローン審査結果、隣接耕作者の同意書も取られており、計画面積や被害防除計画も適切であることから、転用への確実性や周辺農地への影響は、特に問題はないと判断しておるところです。

説明は以上です。

議長

ありがとうございます。

それでは、現地確認をされてますので、番号5番につきましては推委4番委員さん、それから、6番と議案第2号の7番については、農委6番委員さんからお願いしたいと思います。

推委4番委員

はい。では、現地確認の報告をいたします。

5番です。圃場や畔など、大変よく管理されており、問題無いと思います。

以上です。

議長

農委6番委員さん。

農委6番委員

6番です。

今日午前中に現地確認してまいりまして、事務局の説明があったとおり、この農地はですね、今まで草刈り程度の管理はしてあるという状況ではありましたが、一応管理はされていたというところで、あと図面のほうも見ながら確認しましたが、地元の同意など取られているというところで問題無いと思いました。

審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

それでは、議案第1号の5番につきましては後にしまして、6番につきまして、何か質問等がございましたら。

農委3番委員

いいですか。

議長

はい、どうぞ。

農委3番委員

3番です。

第2号議案と一緒に並行して御説明があったわけですけれども、2号議案のときに話したほうがいいのかどうか分からんんですけども、この番号6番の田ですけれども、これは田のまま残るわけですか。

議長

事務局。

事務局

はい。活用としてはですね、畑としての利用で、季節の野菜とかコスモスを植える計画ということで出ております。

農委3番委員

今この建築図面見ると、この今の残る田んぼなのか畑なのか分からんですけど、その下に、給水管と下水道管が通ってますよね。

これって、有りですかね。

今22ページ、給水の引込みが道路からこの田に向かって入って、ここからの距離は書いてないですけれども、下水道もですね、建物からこの田の中を潜って道路に出てますけど、そういう農地の中にこういうのが潜るってのは、有りですか。

事務局

ちょっと、基準があるかどうかは分かりませんけれども、営農に支障がないある程度の深さが確保されていれば、そういう場合も有り得るのかなとは思っ

ております。

農委3番委員　　いや、「有り得るのかな」でなしに、有りますか、無いですかって聞いてますよ。

想像じゃなくて、答えてもらいたいです。

事務局　　はい。ある程度の深さが確保されていれば有り得ます。

農委3番委員　　有り得ます。聞いたことがないですよ、私この業界において。

敷地内に1mまでは役所側が、大山町であれば大山町がここに引き込むというのが抜本的な原理ですよね。宅地の中に引き込むというのが原則じゃないですか。

それから、下水道においても公共樹、恐らくここにあるんでしょうね、1mのところに。どういう申請をされるとか、よう分からんすけれども、有りとするんであれば、事務局さんが有りということで良いんであればよろしいですけれども、ただ、よく気を付けんと、結果的には駐車場になっちゃったなんて話になりや、ただ単に、面積の上限逃れのためにこういう細工をしとるという話であれば、正直に言って許可をもらったほうが良いのか、こういう扱いでしたほうが良いのか、その辺のとこの真意をちょっと。多分、事務局さん聞いておられるんじゃないですかね。この扁平な形だけ、別にこれ全体で面積500m²ぐらいなったとしても、がいに、そう支障がないんで、建物も難しい建物が建ってますから、良いんじゃないかと思いますけども、誰か指導されたのか、こういう中途半端な形。

それで、後でこれをまたね、パトロールしたときに、駐車場になつとったら大騒ぎになりますよ。悪意がある農転。その辺、ちょっと確認されとったほうが良いじゃないですかね。

事務局　　申請書のほうでの記載ではあるんですけども、この方は○○市のほうから転居されてくる方で、農作業歴のほうは実家の農業の手伝いとして2年間されていたというふうに書かれています。

こちらでは、夫婦で農作業に従事をされるということです。

使用される農機具としては、実家のほうから耕運機のほうを借りて、ちょっとここにはどこに置くとはないんですけども、空きスペースのほうに置くということです。

草の管理としては、刈払機なんかも購入予定というふうに聞いております。

以上です。

農委3番委員　　いや、私が言っとるのは、別段これで向こうも法的に出したもんだから、別に良いと思うんだけれども、先々ならないようにチェックしとかないけんなということですわ。

あそこ通られるときには、何か採石が敷いてあって、舗装して車が入つるでみたいな話にならんやあに。変な、格好悪いんで。そういうことです。

あと、農地の中に水道管入れて良いのか、元事務局長さんがおられるけど見解聞いてもらってもいいんじゃないかと思うけど。

それが良ければ、何ら反対するところじゃありません。

農委13番委員 今、合図しなったがな、丸って。

農委3番委員 丸したの。

農委13番委員 今、挨拶しなったこっちの県の人が農業委員会に来とんなるがん。あれが丸ってしとるで。

農委3番委員 丸って言いなら、ええけど。

農委13番委員 そがな話はいけんで。人は見とるで、ちゃんと。

農委3番委員 それなら丸って言えばいいだん。

農委13番委員 きちんと事務局、ちゃんと見といてせえや。あげなことするでない。いんわいや。

農委3番委員 正確にしとかな、議事録に残るだで。「だと思います」じゃ、いけん。

事務局 ちょっと、御質問等ありましたけれども、農地の下にこういった管を通すという場合もあります。

今後については、今御指摘があった駐車場とかそういったところの転用がないかどうか注視していきたいと思います。

以上です。

議長 よろしいでしょうか。

その他、ありませんでしょうか。

無いようですので、別々にしたいと思います。

まず、議案第1号の5番につきましては、失礼しました、6番につきましては、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員っちゅうことですので、ありがとうございました。

議案第2号の7番につきまして、何か御意見ありますでしょうか。

無いようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

農委13番委員 第2号議案のほうも兼ねてですな。

議長 別々です。

2号について、今。先ほどの1号議案については、承認してもらっています。

番号7です。番号7。

農委13番委員 次にすりやええがな。

1号は1号で通して。1号だけ主にせいや。

議長 1号だけですか。関連してたもんで2号と。

農委3番委員 関連しとるけ、説明しとるだけであって。

農委13番委員 後でせいや。

議長 分かりました。それではまた後で。

それでは1号議案の5番につきましては、(議事参与の制限の為)代理のほうでよろしくお願ひします。

(議長交代)

(農委15番委員、退室)

議長代理

失礼します。農委14番です。よろしくお願ひいたします。

議案第1号、番号5、○○の審議に入りたいと思います。

何か質問があります方は、挙手をお願いいたします。

無いようでしたら、採決に入りたいと思います。

原案のとおり許可することに賛成の方、挙手、お願ひいたします。

(全員挙手)

賛成多数で、許可をすることに決定いたしました。

(農委15番委員、入室)

ここで議長と交代いたします。ありがとうございました。

(議長交代)

議長

次は、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局、説明をお願いします。

事務局

はい。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について。下記申請について、農地法第5条第3項の規定により審議を求めます。

番号5ですけれども、目的は専用住宅、譲渡人・譲受人については、2ページに記載のとおりです。

位置図については、4ページを御覧ください。申請地は○○小学校のグラウンド横の町道を挟んだ場所になります。

農地区分としては、接続可能な上下水管が埋設されている町道に面してまして、500m以内に2以上の教育施設、ここで言いますと、○○小学校、○○○○○○保育所、●●中学校がある農地で第3種農地となり、「原則許可」という許可基準となります。

5ページに平面図、6ページのほうに求積図、それから7ページに立面図を載せています。

8ページの土地利用計画図及び雨水排水計画図を御覧ください。下水は町道側の既設の下水管のほうに接続します。屋根の雨水は町道側溝へ放流し、町道からの侵入にあたっては町からの道路工事施行承認のほうは得られています。

住宅の周りの雨水排水計画ですけれども、真砂土を敷きまして、カーポート部分はコンクリートになりますけれども、その雨水も真砂土に流し、地下浸透させる計画です。

また9ページを御覧ください。こちらに断面図のほうを載せていますが、住宅用地は農地よりも6~10cm程度低くしています。住宅北側の農地との境界はブロックも設置をされ、周辺農地へ配慮をされています。

なお、この申請地は元々「○○△△△-△」地番の農地でしたけれども、転用申請に先立って分筆をされており、「○○▽▽▽-▽」というふうになっています。この度の住宅への転用により、奥の農地である元の農地「○○△△△-△」が、周りが違う地権者で囲まれてしまう、いわゆる進入路が無い囲繞地と

なってしまうため、8ページ画面の下側ですけれども、「道路」と記載のある既存の赤道と併せて農業用機械が侵入出来るように「○○▲▲▲-▲」に分筆もされ、進入路を確保する計画となっています。

その他、添付書類としては、隣接地権者及び耕作者の同意書、融資証明書、残高証明書がありまして、計画面積や被害防除計画も適切であることから、転用の確実性や周辺農地への影響は特に問題は無いと判断をしております。

続きまして、番号6番ですけれども、2ページに戻っていただければと思います。

目的は駐車場ですけれども、具体的にはサーフィンをされる方の駐車場となっています。譲渡人・譲受人については記載のとおりです。

位置図については、10ページを御覧ください。○○と○○との境の辺りの海岸沿いの農地になります。

周囲を山林に囲まれているエリアの端に位置しております。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地で、農地区分としては第2種農地になります。代替地が無い場合に、転用が可能になります。

本申請地のすぐ北側は入り江となっておりまして、特に5月から10月頃はサーフィンをされる方には人気の場所のため、列をなす路上駐車が地域の方や農作業のための通行に支障をきたしている状況でした。

関連するトラブル等を解消して、そういうたったサーフィンをされる方の利便性を高めるため、申請者はビーチ周辺の土地を探されましたけれども、山林や原野では整地に相当の費用が掛かってしまい、他の農地では営農状況などで折り合いがつかず、最終的に本申請地の地権者が計画に理解を示され、この度の申請に至りました。

土地利用計画としては、11ページを御覧ください。10台程度の駐車を想定しています。はぐっていただいた12ページには、断面図のほうを載せております。町道からは少し落ち込んだ農地として、全面に再生碎石を敷き、雨水を地下浸透させる計画です。

添付書類としては、事業実施可能な残高証明があり、計画面積及び被害防除計画も適切であることから、転用の確実性や周辺農地への影響は特に問題は無いと判断をしております。

続いて番号7番ですけれども、先ほど説明させていただいたとおりです。

最後に番号8、番号9です。また2ページのほうに戻っていただければと思います。

こちらは譲渡人と譲受人が同一であり、目的も同じ太陽光発電施設ですので合わせて説明のほうをいたします。

位置図のほうは、23ページを御覧ください。

線路を挟んで、番号8と番号9となっています。

農地区分としては、○○○駅から500m以内にある農地ということで、第2種農地と判断しており、代替地が無い場合に、転用が可能になります。

土地の検討にあたっては、保守とか管理のために道路に面していることや、太陽光を十分に取り込める場所であること。それから、効率面からある程度の面積であること。また、連たんを阻害しない場所という条件で、申請地周辺を検討されていました。

本申請地は住宅密集地ではないため、住宅の影を心配することが無く、線路際で連たんを阻害せず、1,000m²前後の土地ということもあり、立地に好条件だったということです。

地権者の営農状況としては、この3、4年間は草刈り程度の管理のみでしたが、高齢のために、それも体力的に難しくなってきておりまして、また後継者もおられないということで、売却についても前向きな回答をいただけたということでした。

土地利用計画図は、24ページが「○○△△△△」、25ページが「○○▽▽▽-▽」になります。

スペースについての検討ですけれども、24ページの「○○△△△△」の面積は1,159m²で、そこに、1枚約2.58m²のパネルを198枚設置するため、パネルだけで約510m²の面積が必要になってます。

「○○▽▽▽-▽」については、面積は955m²で、こちらはパネルを194枚設置するため、パネル部分で約500m²の面積が必要になっております。

共通して、関連する機器と、高さ1.2mのフェンスを設置し、発電の効率面とか保守管理の面から各列の間を1.5~2m程度空けて設置するため、利用計画図のとおり、太陽光発電施設全体として、この度の計画面積が必要となっています。

管理方法としては、年2回の除草作業を行い、フェンスから1mの幅で防草シートを設置する計画です。

雨水排水計画については、現状のまま土地を利用するということで、雨水は地下浸透による処理を行う計画となってます。

太陽光発電関係で提出していただく書類としては、申請者が設置する設備が電気事業法上の基準を満たしていることが確認出来る書類があり、申請者と電力買主との電気売買契約書もあり、またその電力買主が経済産業省から小売電気事業者登録されている事業者であることが確認出来る書類も添付されております。

その他、添付書類としては、残高証明書、隣接耕作者の同意書、計画面積及び被害防除計画も適切であることから、転用の確実性や周辺農地への影響は特に問題はないと判断しております。

説明は以上です。

議長

ありがとうございました。

現地確認をしておりますので、番号5、6については推委10番さん。それから8、9につきましては、推委4番委員さん、よろしくお願ひします。

推委10番委員　　はい。それでは失礼します。10番です。

まず番号5番の土地ですけども、農地への進入経路が確保されておりまして、

管理も行き届いているので問題は無いかなと思いました。

それから 6 番につきましては、非常に土地の面積が少なくて、それから不定形な形をしております。竹の進入も認められて、農地としての利用は難しいかなというふうに思いました。

周辺農家の影響も無いので、議案どおり可決していただければと思っております。

以上です。

推委 4 番委員 続きまして、8 番と 9 番につきまして、現地確認の報告をいたします。

両方とも、近年耕作はしていない様子でした。

年に草刈りをして、管理はしておりますが、両方とも山陰線に接しており、少し使いにくい農地かというふうに思います。

第 2 種農地ということになっておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

議長 ありがとうございます。

7 番につきましては、農委 6 番委員さんが先ほど説明されましたので、よろしくお願ひします。

それでは、何か御意見がある方は挙手をお願いします。

(農委 7 番委員、挙手)

はい。7 番、どうぞ。

農委 7 番委員 7 番です。

一番最後の太陽光の関係について、ちょっと確認ですけども、最近非常に太陽光での転用申請が続いているような状況で、基本は太陽光は農地以外のところで議論をしていただきたいなと思いながら、致し方ない場所であれば、許可せざるを得んのかなという気もしておりますけども、今回の番号 8、9 についての農地、一反余りの農地ですが、ここは 2 種農地という説明がありましたけども、農振農用地から外れているのかないのかの確認をお願いします。

事務局 はい。農振農用地には入っておりません。

今の大山町の運用では、農振農用地に入っている場合は、太陽光への転用ができる取扱いになつてますので、今回の農地については、農振のほうから外れております。

以上です。

農委 7 番委員 はい、分かりました。

議長 その他、ございませんでしょうか。

(推委 7 番委員、挙手)

どうぞ。

推委 7 番委員 すみません。推進委員 7 番です。

8、9 にちょっと、現地確認の方にもお聞きしたいんですが、この 2 場所の間に線路が走っております。

私の記憶で悪いんですけども、ここに踏み切りっていうか、人が歩けるだけ

のあれがあったような気がするんですけど、どうなんでしょうか。

推委4番委員 昔は道路で、踏切があって続いてたんですけど、隣に2、30m西側になりますけど、下の鉄道を潜って新しい道がつきました。

それで、ここは通行止めになってます。踏切もありません。

推委7番委員 人も歩けない。

推委4番委員 人も通れません。

推委7番委員 分かりました。

はい、ありがとうございます。終わります。

議長 その他、ございませんでしょうか。

無いようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございます。

挙手多数により承認することに決定をいたします。

議長 続きまして議案第3号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条について、説明をお願いします。

事務局 議案第3号、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により受理したので、議決を求めます。(詳細; 詳細は議案に明記)

詳細については議案に記載のとおりですので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございました。

それでは、何か質問のある方は挙手をお願いします。

それでは無いようですので、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございます。

挙手多数により、原案のとおり決定をいたします。

議長 続きまして議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、照会があつたので意見を求める。(詳細; 詳細は議案に明記)

詳細については議案に記載のとおりですので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございました。

何かのことにつきまして、質問等のある方は挙手をお願いします。

無いようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

失礼しました。

番号17番、それから37番、38番を除きまして、質問等のある方は挙手をお願いします。

農委7番委員 ありません。

議長 ありがとうございます。

無いようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございます。

挙手多数により、承認することに決定いたしました。

それでは番号17番の推委8番さん。(議事参与の制限の為) 席を外してください。

(推委8番委員、退室)

では、17番につきまして、何か質問等ございませんでしょうか。

無いようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。

全員ちゅうことですので、挙手多数により承認することに決定いたします。

(推委8番委員、入室)

それでは番号37、38につきまして、農委2番委員さん、(議事参与の制限の為退室を) よろしくお願ひします。

(農委2番委員、退室)

37番、38番につきまして、何か質問等がございましたら。

無いようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございます。

挙手多数ということで、承認することに決定をいたします。

(農委2番委員、入室)

議長

続きまして、報告事項に入ります。

賃貸借の解約についてつちゅうことが載ってますけど、これは後で見ておい

てください。

その他で何か報告事項は。無いですか。

議長

それでは7番目の、その他に入りたいと思います。

5月の定例農業委員会の日程につきまして、5月10日、金曜日、午後3時から中山農村環境改善センターで行いたいと思います。

現地確認当番は、農委7番委員さん、推委9番委員さん、農委11番委員さんになりますけど、それでよろしいでしょうか。

それでは5月10日、金曜日、午後3時からということで、よろしくお願ひします。

その他、2番目の「令和6年度最適化活動の目標の設定等について」、事務局、説明をお願いします。

事務局

【その他】

・「令和6年度最適化活動の目標の設定等」について。

議長

はい。ありがとうございました。

今ありましたように、なかなか皆さんも感じられると思ってますけども、なかなか記録簿に書きにくいので、これ書いていいかどうかとかいろいろなことを悩んでおられると思います。

実際に自分らもそういうことですけど、この辺につきまして今説明ありましたように、5月の定例会の前に、もう少し具体的に説明なり講義を受けたいなということを予定してますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと何か、その他ありましたら。

事務局はいいですか。

事務局

はい。

議長

無いようでしたら、委員会を終わりたいと思いますけど、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、来月の5月10日もよろしくお願ひしたいと思います。

本日はありがとうございました。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長

江原 宏昭

議事録署名委員

矢田 考志

議事録署名委員

山下 一郎

：備考

上記議事録は、公開用として大山町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しております。また、一部要約を行い掲載しております。